

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年5月20日

【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿部 修平

【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス

【事務連絡者氏名】 田中 美紀子

【電話番号】 03-6711-9200

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 スパークス・日本株式ファンド（ラップ向け）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、当ファンドの信託終了（繰上償還）を決定したことに伴い、申込期間、信託期間およびその他の記載事項に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新・追加後>に記載している内容は原届出書の末尾に更新・追加後の内容を示しています。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2024年3月20日から2024年9月20日まで

* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

2024年3月20日から2024年5月20日まで

* 当ファンドは、2024年5月29日付をもって信託終了（繰上償還）いたします。

(12)【その他】

原届出書「第一部 証券情報（12）その他」について、以下のとおり を追加します。

<更新・追加後>

～（略）

当ファンドの信託終了（繰上償還）のお知らせ

当ファンドにつきまして、信託終了（繰上償還）を行うことを決定しましたのでお知らせいたします。

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当該ファンドの全ての受益権総口数を保有する受益者から全口解約の請求があり、当ファンドの信託約款に規定する「やむを得ない事情が発生したとき」に該当するため、信託約款の規定に基づき、信託を終了（繰上償還）することといたしました。

2. 信託契約の解約がその効力を生ずる日

2024年5月29日

3. 法令に基づき当該解散等にかかる決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

該当事項はありません。

4. ご留意事項

信託終了（繰上償還）が決定しましたので、以下の通り、変更いたします。

購入の申込期間	2024年3月20日から2024年5月20日まで
信託期間	2024年5月29日まで（2016年9月23日設定）

以上

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2016年9月23日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始。

< 訂正後 >

2016年9月23日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始。

2024年5月29日 信託契約終了、当ファンドの繰上償還日。

4【手数料等及び税金】

(2)【換金（解約）手数料】

< 訂正前 >

換金（解約）時の手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。

信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

<2024年4月1日以降、以下の通り、変更となる予定です。>

換金（換金）時の手数料および信託財産留保額 はありません。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

<訂正後>

換金（解約）時の手数料および信託財産留保額 はありません。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

第2【管理及び運営】

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(1) ~ (2) (略)

(3) 換金価額

換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

<2024年4月1日以降、以下の通り、変更となる予定です。>

換金申込受付日の基準価額とします。

(4) ~ (6) (略)

<訂正後>

(1) ~ (2) (略)

(3) 換金価額

換金申込受付日の基準価額とします。

(4) ~ (6) (略)

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は、無期限とします。

ただし、下記(5)その他 a) 信託契約の終了（繰上償還）に該当する場合等には約款所定の手続きを経たうえで、信託期間中においても信託を終了することがあります。

<訂正後>

当ファンドは、2024年5月29日付をもって、信託終了（繰上償還）いたします。

なお、信託期間に関して当ファンドの信託約款の規定は、以下のとおりです。

信託期間は、無期限とします。

ただし、下記（５）その他 a）信託契約の終了（繰上償還）に該当する場合等には約款所定の手続きを経たうえで、信託期間中においても信託を終了することがあります。